

- ② 1客室の床面積は、9.5平方メートル以上であること。
- ③ 客室の数は、5室以上であること。
- (5) 旅館業法施行規則第5条第1項各号に掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めたときは、これらの基準によらないことができるものとする。 (第7条関係)
- (6) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 理容所以外の場所において業を行うことができる場合を次のとおり定めることとした。(第4条第1項関係)
  - ① 社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合
  - ② 演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合
  - ③ ①及び②に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして知事が承認した場合
- (2) (1)の③の承認を受けようとする者は、あらかじめ、その期間、場所及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第4条第2項関係)
- (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 美容所以外の場所において業を行うことができる場合を次のとおり定めることとした。(第4条第1項関係)
  - ① 社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合
  - ② 演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合
  - ③ ①及び②に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして知事が承認した場合
- (2) (1)の③の承認を受けようとする者は、あらかじめ、その期間、場所及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第4条第2項関係)
- (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県環境基本条例の一部を改正する条例

- (1) 熊本県自然環境保全審議会との統合に伴い、熊本県環境審議会の設置、所掌事務に関する必要な規定の整備を行うこととした。(第12条関係)
- (2) 熊本県自然環境保全審議会との統合に伴い、熊本県環境審議会の専門委員を廃止し、新たに特別委員を設置する規定の整備を行うこととした。(第14条関係)
- (3) この条例は、平成15年7月1日から施行することとした。
- (4) 熊本県自然環境保全審議会との統合に伴い、熊本県自然環境保全審議会条例の廃止等関係条例を整備することとした。

#### ◇熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例

- (1) 自然環境保全指導員を廃止するため、熊本県自然環境保全条例第31条の規定を削除することとした。
- (2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

- (1) 自動販売機の定義の新設(第4条関係)  
自動販売機の範囲を明確にするため定義を定めることとした。
- (2) 凶書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者が、有害凶書等又は有害がん具類等を自動販売機に収納した場合における知事の措置命令の規定を新設することとした。
  - ① 収納された有害凶書等又は有害がん具類等の撤去命令の新設(第12条の3第3項関係)
  - ② 有害凶書等又は有害がん具類等の自動販売機からの撤去を命ぜられた者が、再び収納違反をした場合における当該自動販売機営業の停止命令の新設(第12条の3第4項関係)
  - ③ 当該自動販売機の営業の停止を命ぜられた者が、再び収納違反をした場合における自動販売機の撤去命令の新設(第12条の3第5項関係)
- (3) 上記の知事の措置命令に違反した場合の罰則を新設することとした。(第24条関係)
- (4) 施行日  
この条例は、平成15年7月1日から施行することとした。
- (5) 経過措置  
この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。